

# 市立札幌病院次期中期経営計画及び 再整備基本構想策定支援業務

提案説明書

## 1 業務名

市立札幌病院再整備基本構想及び次期中期経営計画策定支援業務

## 2 業務目的

現在、市立札幌病院は建築から 28 年が経過しており、配管設備等の老朽化に加え、新型コロナウイルス感染症対応を経験し、施設の狭あい化や個室不足等、施設設備面での課題が顕在化しているほか、今後の少子高齢化等の中長期的な医療環境の変化を見据えた機能強化・再整備が必要となっている。

また、市立札幌病院では、医療の質のさらなる向上と将来に向けた経営の改善を両立させ、市民のための高度急性期病院の役割である「最後のとりで」として地域の医療機関を支えるという使命を果たすため、市立札幌病院中期経営計画（計画期間：2019 年～2024 年）を策定し、当該計画に基づいた取組を進めているところである。

本業務は、今後の施設整備及び機能強化の方向性を整理し、市立札幌病院の再整備基本構想の策定に向けた支援を行うとともに、経営改善の取組みをさらに推進するための次期中期経営計画の策定に向けた支援を併せて行うものである。

## 3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

## 4 業務履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 5 予算規模

38,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限額とする。

## 6 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録している者、または同名簿に登録されておらず、以下アからカのいずれの内容にも該当しない者。
  - ア 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - イ 札幌市との入札及び契約等において、次の(ア)から(キ)いずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
    - (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
    - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
    - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は落札者が契約を履行することを妨げた者。
    - (エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員

- の職務の執行を妨げた者。
- (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
  - (カ) 契約により、契約後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
  - (キ) 上記「(ア)から(カ)」の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ウ 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者。
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者。
- オ 市町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者。
- カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
  - (3) 札幌市病院局競争入札参加資格停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
  - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## 7 公募型企画競争において提案を求める項目

項目	内容	提案説明資料の上限
(1) 業務の実施方針	・本業務に対する考え方や取組の方針	
(2) 再整備基本構想 素案策定支援	・現在の施設、設備に係る課題の整理手法 ・機能強化に向けた検討手法 ・新病院の整備手法 (複数案に係る検討手法)	A 4 版 4 ページ もしくは A 3 版 2 ページ
(3) 次期中期経営計画 素案策定支援	・現在の経営課題に係る整理手法 ・経営課題への対応策に係る検討手法 ・基本目標、取組指標の設定手法	A 4 版 4 ページ もしくは A 3 版 2 ページ
(4) 仮称) 市立札幌 病院の在り方検討 委員会	・再整備基本構想及び次期中期経営計画策定に向けた各会議での議題設定 ・検討スケジュール ・会議開催に向けた検討の進め方	
(5) 独自提案	・上記に含まれない独自の提案	
(6) 業務実施体制 及び実績	・本業務を確実に実施するうえでの体制及び職員の経歴（業務実績等） ・業務体制（業務責任者及び主任担当者が他の業務と兼務する予定の場合は、その旨を記載すること。） ・再委託の予定（本業務の一部を再委託する予定である場合は、再委託する業務の範囲及び再委託を予定している会社の概要についても記載すること。）	
提案資料の枚数		計 15 ページ以内 (A 4 版換算)

## 8 提出書類及び提出方法

企画競争参加者は、以下の書類を提出すること。

### (1) 参加意向申出書（様式 1 - 1）及び会社概要（様式 1 - 2）

#### ア 提出期間

令和 5 年 11 月 1 日（水曜日）から令和 5 年 11 月 13 日（月曜日） 15 時 必着

#### イ 提出方法

電子メールとする。(E-mail : [ho.keikaku@city.sapporo.jp](mailto:ho.keikaku@city.sapporo.jp))

当課にて内容確認後、受付完了メールを送信します。

#### ウ データ提供

受付完了メールの受信後、希望があれば、参加意向申出書提出者あてに外部環境分

析データ及び内部環境分析データを提供します。

なお、データ提供にあたっては電子媒体に保存のうえ、郵送もしくは当課へお越しただけの場合は直接のお渡しにて行いますが、当該データの複製等を行わないこととし、委託者が指定する期日までに返却すること。

(2) 企画書及び見積書

ア 提出期間

令和5年11月1日（水曜日）から令和5年11月21日（火曜日） 17時 必着

イ 提出方法

郵送又は持参とする。

〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目

札幌市病院局経営管理部計画担当課（担当：長谷部）

ウ 部数

(ア) 企画書（自由様式） 10部

作成にあたっては、下記「9 企画書の作成」によること。

(イ) 見積書（自由様式） 1部

※積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。

また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(3) 参加資格要件確認書類（※札幌市競争入札参加資格者名簿未登録の業者のみ提出）

※提出期間及び提出方法は上記「8(2) 企画書及び見積書」と同様とする。

ア 登記事項証明書

全部事項証明または現在事項証明とする。参加意向申出書提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可とする。

イ 財務諸表

直前2期分の貸借対照表、損益計算書。

ウ 納税証明書

市町村民税及び消費税・地方消費税に係るもの。参加意向申出書提出日3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可とする。

エ 参加資格要件に関する申出書（様式2）

(4) 個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式3）

提出期間及び提出方法は上記「8(2) 企画書及び見積書」と同様とする。

1部提出することとし、申出にあたっては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」及び「個人情報取扱安全管理基準」の内容を確認し遵守すること。

## 9 企画書の作成

企画書の作成にあたっては、以下に従うこと。

(1) 作成要領

ア 表紙をつけ、表題として「市立札幌病院再整備基本構想及び次期中期経営計画策定支援業務」と記載すること。

イ 1部は、社名を表紙に記載し、併せて提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という。）。

ウ 表紙に社名を記載しない企画書を9部作成すること（これを「副本」という。）。

エ 企画書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、「弊社」若しくは「△△社」、氏名については「□□」等、特定できない表現で記載すること。

オ 提出できる企画書は、1提案者につき1式までとする。

カ 体裁は下記のとおりとする。

(ア) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

(イ) 文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。

(ウ) 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

(エ) 表紙・目次、添付書類一覧表をつけ、ページ下部にページ番号を振ること。

キ 業務実施体制、実施方法概要、業務スケジュール、費用について示すこと。費用については、「8(2)ウ(イ) 見積書(自由様式) 1部」の見積書と同額となるよう留意すること。

ク 難解な表現は避け、図解などを活用したわかりやすい説明に努めること。また、専門用語などの難解な用語には脚注などによる説明を付記すること。

ケ 企画内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画書に記載した内容は、総予算額の中で実施できるものとみなす。

## (2) その他注意事項

ア 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。

イ 提出された企画書は返却しない。また、本企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を委託者が利用することを許諾することとする(必要な改変、複製を含む)。

ウ 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)等に基づく請求などにより、公開される場合がある。

エ 提案者は、委託者に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画書の著作権は、個々の提案者に帰属するが、本事業において公表が必要と認められる場合は、委託者は企画書の全部又は一部を使用できるものとする。

カ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何かの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

キ 採用された企画の使用権は、委託者に帰属する。

ク 企画書等、本企画競争に係る書類の作成、提案にかかる費用は、提案者の負担とする。

## 10 質疑等の受付

本業務及び企画競争についての質疑等は、別紙「質問票」（様式4）に記載の上、提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年11月7日（火曜日）17:00 必着

### (2) 提出方法

電子メールとする。

### (3) 回答

回答は電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、質問の要旨とあわせてホームページで公開する。なお、提出期限までに到着しなかった質問票については、回答しない。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「市立札幌病院再整備基本構想及び次期中期経営計画策定支援業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、「12 評価基準」により、(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については「6 参加資格」に基づき確認を行う。

イ 提出された企画書等により書類審査を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者数は5社程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

### (2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は3名までとする。

ウ ヒアリングは1者約30分（説明15分、質疑15分）を予定し、順次個別に行う。

ただし、最終審査の対象者数等により、1者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある。なお、説明の際、追加資料の配布やプロジェクター・スクリーン等の使用は認めない。

エ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

なお、最終審査の結果に関する質問については、「15 問い合わせ先」において、受付ける。

オ 原則、対面によるヒアリングを想定しているが、状況に応じてオンラインにおけるヒアリングまたは書面会議により最終審査とする場合もある。審査方法等については、別途、企画提案者に通知する。

### (3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市病院局契約規程による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

項目	日時・期限
ア 質疑等の受付	令和5年11月7日（火曜日） 17時 必着
イ 参加意向申出書の提出	令和5年11月13日（月曜日） 15時 必着
ウ 企画書及び見積書の提出 ※札幌市競争入札参加資格者名簿未登録業者は「8(3) 参加資格要件確認書類」に記載する書類もあわせて提出すること。	令和5年11月21日（火曜日） 17時 必着
エ 一次審査（書類審査）	令和5年11月24日（金曜日）
オ 最終審査（ヒアリング）	令和5年11月28日（火曜日）
カ 審査結果通知	令和5年12月1日（金曜日）以降
キ 契約手続き	令和5年12月中旬

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 最終審査において、最低基準点を超えた者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (3) 企画提案への参加者が1者となった場合で、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

## (4) 審査項目

項目	配点
ア 業務の実施方針	10
・業務の目的及び内容を十分理解しているか。	
イ 再整備基本構想素案策定支援	20
・現在の施設、設備について、感染症対応や災害対応のほか、将来の医療需要を見据えた課題整理の手法は適切なものであるか。 ・機能強化に向けた検討手法は効果的なものであるか。 ・病院再整備に係る検討手法について、「建替え」「一部改修」「全面改修」「移転新築」等、多角的に検討、整理されており、効果的なものとなっているか。	
ウ 次期中期経営計画素案策定支援	20
・現状の経営課題に係る整理手法は適切なものであるか。 ・経営課題への対応策に係る検討手法は効果的なものであるか。 ・基本目標や取組指標の設定手法は適切であるか。	
エ (仮称) 市立札幌病院の在り方検討委員会	20
・「再整備基本構想」及び「次期中期経営計画」の策定に向けた議題設定は効果的なものとなっているか。 ・検討のスケジュール等は無理のないものとなっているか。	
オ 独自提案	10
・業務の目的を達成するために、独自性があり、効果的な内容となっているか。	
カ 業務実施体制及び実績	20
・業務の目的を達成するための実施体制が整っているか。 ・業務を円滑に進めるための十分な実績があるか。 ・専門性のある職員が配置されているか。 (業務経験年数及び本業務に関連する資格等の保有状況 等)	
合 計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 14 その他留意事項

- (1) 委託者が提供した資料は、委託者の了承なく公表、使用することができない。
- (2) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生するすべての権利は札幌市に帰属し、委託者の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。  
また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、委託者及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (3) 契約の相手方は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を委託者が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む。）。

### 15 問い合わせ先

〒060-8604 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目  
札幌市病院局経営管理部計画担当課（担当：長谷部）  
TEL：011-726-2211 FAX：011-726-7912  
E-mail：ho.keikaku@city.sapporo.jp